

佐世保市手話言語条例

平成30年条例第29号

手話は、手指や体の動き、表情などで視覚的に表現する言語です。

ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人（以下「ろう者等」という。）は、物事を考え、他者と意思疎通を図るために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。

しかしながら、これまで手話が言語として認められていなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられていなかったことなどから、ろう者等は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話が言語として位置付けられましたが、市民が手話と接する機会は少なく、手話や聴覚障害に対する理解が十分に深まっているとは言えません。

わたしたちは、手話を必要とする全ての人が、あらゆる場面で自由に手話を使い、豊かな文化を享受できる地域社会となるよう取り組まなければなりません。

ここに佐世保市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を広げ、相互に地域で支えあい、安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識の下、手話の理解及び普及に関する基本理念並びに市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定め、もって全ての人が安心して暮らすことができる又は訪れることができるまちづくりを推進することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話は、ろう者等が文化的かつ心豊かな社会生活を営むために大切に育んできた言語であることを理解しなければならない。

2 ろう者等は、手話による円滑な意思疎通を図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

3 手話の普及は、市、市民、事業者及び関係機関が相互に連携して推進されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、市民の手話の理解及び普及を図る施策並びにあらゆる場面で手話による円滑な意思疎通ができる地域社会を構築するための施策を講じ、その推進に努めるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、地域社会でろう者等とともに暮らす一員として、手話に対する理解を深めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、ろう者等が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者等が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第6条 市は、障害者基本法第11条第3項の規定により策定する市町村障害者計画において、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 市民の手話の理解及び普及を図る施策

(2) 手話による円滑な意思疎通ができる地域社会を構築するための施策

(3) 手話通訳者の派遣等によるろう者等の社会参加の機会の拡大を図るための施策

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。